

加茂水族館における自動販売機設置者募集要項

当該施設に自動販売機を設置するにあたり、設置者を募集します。応募者はこの募集要項をご確認のうえ応募してください。

記

1 設置場所

加茂水族館1階アシカプール前観覧スペース(3台)及び駐車場(6台)

※駐車場の具体的な設置場所は別添箇所図を参照

2 設置方法

自動販売機は、設置者からの土地使用願いの申請に基づき、一般財団法人鶴岡市開発公社(以下「開発公社」という。)の許可により設置するものです。

3 設置許可期間

平成27年5月1日から平成32年3月31日まで

4 応募資格

次に示す全ての条件に該当する法人または個人であること。

- (1) 法人にあつては庄内地域に本社、支店または営業所を有し、個人にあつては鶴岡市内で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務について、おおむね3年以上管理・運営の経験があること。
- (3) 税(市・県税、本社が所在する都道府県の事業税、消費税及び地方消費税)の滞納がないこと。
- (4) トラブルや商品補充、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する業種
 - イ 貸貸業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種
 - ウ 暴力団員(暴力団員による不当な行為に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものをいう。))又は暴力団の構成員が関与している事業者
 - オ その他理事長が適当でないとする業種又は事業者

5 応募方法と手続き

(1) 申込受付期間

平成27年4月13日(月)から平成27年4月20日(月)の午後5時まで

(2) 応募方法

上記期間までに開発公社までご提出ください。郵送不可。

(3) 提出書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 添付図書

- ・事業者(会社)概要
- ・自動販売機設置に係る提案書(様式2)
- ・取扱商品一覧表(様式3)
- ・設置する自動販売機のカタログ

6 設置条件等

- (1) 使用許可期間満了時又は許可が取り消された場合及び契約を解除した時には、設置者の負担により、速やかに機器撤去と同時に使用場所を現状に復すること。
- (2) 設置機器は指定の場所に、転倒防止対策等の安全対策を十分に行うこと。
- (3) 設置機器は省エネルギータイプのものを採用すること。
- (4) 水族館1階に設置する機器はユニバーサルデザインのものを採用すること。
- (5) 販売価格は通常市販価格を参酌し、設置事業者において決定すること。
- (6) 販売した飲料の容器は、設置者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、回収ボックスの設置については、開発公社と協議すること。

7 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。
- (2) 設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者のニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対して、週末や休日にかかわらず24時間対応すること。
- (4) 商品補充・容器回収頻度については、開発公社と協議して決定すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせならびに苦情については、連絡先を自動販売機に明記し、設置者の責任において対応すること。

- (6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。

8 商品の具体的な構成

7の(2)の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。

- (1) アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。
- (2) 清涼飲料等の飲料またはアイスクリーム等食品の販売とすること。
- (3) お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水等を含むこと。

9 その他

- (1) 設置者の決定にあたっては、提案書、取扱商品、設置機器、使用料を勘案し決定します。
- (2) 設置者の選定結果につきましては、平成27年4月22日(水)までに各応募者宛てに電話または郵送で通知します。
- (3) 使用料の支払い方法等は、毎月末締めで翌月10日まで指定の口座に振り込むものとする。
- (4) 自動販売機の販売に係る電気料は、別に実費相当分として自動販売機1台につき、年額24,000円(月額2,000円)徴収します。
- (5) 一斉の説明会はいりません。各自で現地確認を行ってください。
- (6) 契約保証金は免除します。

10 問合せ先

一般財団法人鶴岡市開発公社
〒997-0015 鶴岡市末広町5番22号マリカ西館
TEL:0235-22-9069 FAX:0235-22-9232

以上